

令和8年1月実施

市有地の

一般競争入札案内書

松本市 財政部 契約管財課

目 次

ページ

入札に参加される前に	1
1 入札物件	3
2 入札参加者の資格及び入札の参加方法	3
3 入札に当たって付す条件	3
4 申込みの方法	4
5 現地説明会	5
6 入札保証金	5
7 入札日及び落札者の決定方法	6
8 入札日の持参品等	7
9 契約の締結等	7
10 売買代金の支払方法	8
11 所有権の移転等	8
(参考) 1 関係法令	9
2 印紙税額	10
3 登録免許税額	10
松本市普通財産一般競争入札心得書	11
入札保証金・契約保証金の小切手による納付について	13
よくあるご質問	14
物件調書	15
一般競争入札参加申込書	32
誓約書	33
委任状	34
入札書	35
(参考) 契約書	36

問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号
松本市役所 財政部 契約管財課 管財担当
電話（代表）0263-34-3000（内線 1171, 1172, 1173）
（直通）0263-34-3010
FAX 0263-36-2592
URL <http://www.city.matsumoto.nagano.jp>
E-mail keiyaku@city.matsumoto.lg.jp

入札に参加される前に

1 この「入札案内書」をよくお読みください。

- (1) 「入札案内書」には、入札日時、入札に参加する手順、落札した場合の契約内容、物件調書など、入札にあたって必要なことが記載されています。
- (2) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合があります。申込みをされる方は必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。物件調書の記載事項と現状と差異が生じている場合には現状が優先されます。

2 売払物件はすべて現状引渡しです。

- (1) 売払物件には、当該物件上のすべての建物（設備等を含む）、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などを含みます。物件調書と現状に差異が生じている場合は現状が優先し、契約後の物件引渡しも現状有姿（あるがままのかたち）で行われます。
- (2) 売払物件に越境物がある場合についても、現状のまでの引渡しになります。松本市は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件調書の参考事項欄に記載してあります。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）
(注) 越境とは、例えば、隣接地の建物のひさしが境界を越えて売払物件にかかっている場合や、逆に売払物件のフェンスが境界を越えて隣接地にかかっている場合等をさします。
- (3) 売払物件の埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っておりません。売払物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、購入された方が自己負担により行ってください。地盤及び土壤に関して工事等が必要な場合も同様です。

3 隣接地との境界等については以下のとおりです。

- (1) 隣接地との境界標は、原則として設置済みです。境界確定の方法については、原則隣接土地所有者との立会いによります。隣接土地所有者との立会いは、本市に所有権が移転してから売払物件とするまでの間に行っておりますが、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合においては、再度立会いは行っていません。
- (2) 境界標は、コンクリート杭、金属標、金属鉢、プラスチック杭、石杭又は木杭等により設置されていますが、現状のまでの引き渡しになります。境界標の補修や打ち直しは行

いませんのでご承知おきください。

4 入札及び売買契約は実測数量で行います。

- (1) 入札及び売買契約の対象数量は、物件調書に記載された実測数量で行います。
- (2) 所有権移転登記については、登記簿数量（公簿地積）で行います。なお、物件により、公差の範囲内において、実測数量と登記簿数量が異なる場合があります。

5 建築制限等について、あらかじめご自身で確認してください。

- (1) 売払物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係機関に照会するなどして十分確認してください。なお、購入後、開発の工事などを行う際は、各種法令等の規制を遵守し、近隣住民へ配慮してください。
- (2) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の各戸への引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、埋蔵文化財包蔵地の場合の発掘調査などの手続き及び費用は購入された方の負担となりますので、詳細については、あらかじめ関係企業者及び関係行政機関をご確認ください。

6 事前に必ず現地を確認してください。

現地の確認の際は、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンス等の工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺の住民の方のご迷惑になるような行為をしないよう、ご配慮をお願いいたします。

1 入札物件

入札物件は次のとおりです。

順位	物 件 の 名 称	面 積	地 目	区分
	所 在 地	予 定 價 格	用 途 地 域 等	
1	神林住宅用地 1	338.18 m ²	宅地	土地
	松本市神林 2637-17	12,500,000 円	市街化調整区域	
2	神林住宅用地 2	317.17 m ²	宅地	土地
	松本市神林 2637-23	12,560,000 円	第一種中高層住居専用地域	
3	南松本 2 丁目市有地	165.32 m ²	宅地	土地
	松本市南松本 2 丁目 2235-34	8,100,000 円	第二種住居地域	
4	小池平田線事業残地	272.15 m ²	雑種地、公衆用道路	土地
	松本市出川町 548-1、548-6	16,800,000 円	第二種住居地域	
5	寿台警察官派出所跡地	401.59 m ²	宅地	土地
	松本市寿台 3 丁目 1-104	16,170,000 円	第一種中高層住居専用地域	
6	白板教員住宅跡地	156.27 m ²	宅地	土地
	松本市白板 1 丁目 417-2	4,220,000 円	準工業地域	

(注1) :「予定価格」とは、当該物件の最低入札価格です。

(注2) : 物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しです。当該土地に存在する工作物等は、そのまま引渡しとなります。

2 入札参加者の資格及び入札の参加方法

(1) 入札参加資格 (関係法令 p 9 参照)

次の規定及び事項に該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する方

イ 未成年の方

ウ 暴力団及びその構成員等

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体（以下「観察処分団体」という。）及びその役員若しくは構成員

オ 松本市税に未納がある者

カ その他、市長が適当でないと認めた者

(2) 入札の参加方法

入札の参加に当たっては、「4 申込みの方法」に記載のとおり事前に申込みをいただいたうえ、「入札心得書」を十分お読みいただき参加してください。

3 入札に当たって付す条件

(1) 売買契約においては、次の用途等に供しない条件を付すこととします。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）が使用する用途
- ウ 観察処分団体並びに公序良俗又は、公共の福祉に反すると思われる団体その他一般市民の権利を侵害する可能性がある団体（本号にいう「団体」には、それら団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる者一切を含む。）が使用する用途
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条で定められている廃棄物及びそれに類似する物を廃棄する用途
- オ 上記のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途
- カ 売買物件を第三者に売買、贈与その他所有権を譲渡するときは、上記に掲げる指定用途を当該第三者に遵守させなければならない。

(2) 違約金等

上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の3割を違約金として市に支払うものとし、契約の解除の対応等を行います。

4 申込みの方法

(1) 申込みに必要な書類（各1通）

ア 個人の場合

一般競争入札参加申込書、誓約書、※身分証明書、住民票、印鑑登録証明書、その他市長が必要と認めた書類（確認書）

イ 法人の場合

一般競争入札参加申込書、誓約書、法人の登記事項証明書、印鑑証明書

ウ 共有の場合 共有者全員について、上記の書類

（注1） 「※身分証明書」は、本籍所在地の市区町村長が発行する証明書です。（証明事項すべてについて記載したもの）

（注2） 外国籍の方は、身分証明書がありませんので、それに代わるものとして、「住民票（省略のないもの）」と誓約書（様式は要問合せ）を提出してください。

（注3） 申込書に記載された氏名が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。

（注4） 申込書、誓約書以外の各書類については、発行後3ヶ月以内のものとします。

(2) 申込みの受付

ア 受付期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月25日（木）まで

直接お持ちいただく場合、開庁時間の午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。なお、土曜日、日曜日及び祝祭日の受付は行いません。

イ 受付場所

松本市役所 本庁舎 別棟2階 契約管財課（〒390-8620 松本市丸の内3番7号）

ウ 留意事項

（ア）郵送による申込みの場合は、書留又は簡易書留により期限までに到着したものを受け付けます。

（イ）ファックス又は電子メールによる受付はできません。

（ウ）記入誤り又は不備がありますと、申込みが無効になる場合があります。

5 現地説明会

いずれの会場も15～20分程度の説明を予定。開始時刻までにお集まりください。

開始時刻に来場者がいない場合は、その物件の説明会は行いません。

※物件内に車は駐車できませんので、車で来る場合は各自で駐車場を確保し、現地には徒歩等でお越しください。

※物件番号と現地説明会の順番は異なりますので、ご注意ください。

(1) 白板教員住宅跡地	令和7年12月10日（水）	午前9時30分開始
(2) 神林住宅用地1	〃	午前10時45分開始
(3) 神林住宅用地2	〃	午前11時15分開始
(4) 寿台警察官派出所跡地	〃	午後1時30分開始
(5) 小池平田線事業残地	〃	午後2時30分開始
(6) 南松本2丁目市有地	〃	午後3時15分開始

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の入札保証金を、以下のいずれかの方法により納付していただきます。納付方法については、お申込みの際、一般競争入札参加申込書の「4 入札保証金の納付方法」にて希望する方法を選択してください。なお、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当します。

(1) 現金又は銀行振出小切手（当日納付）

ア 入札開始前に納付していただきます。

イ 銀行振出小切手は、松本手形交換所加盟の金融機関が振り出したもので、発行日より5日以内のものでのみ納付可能です。

ウ 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後に還付請求書に基づき、その場でお返しします。

(2) 納付書（事前納付）

ア お申込み後、納付書による納付を希望した申込者には、事前に金額欄未記入の納付書をお送りします。

イ 納付書へ金額を記入し、事前に金融機関で納付してください。

ウ 入金確認のため、入札開始前に領収書の写しを提出してください。

エ 落札されなかった方の入札保証金は、事前にご記入いただく還付請求書に基づき、指定された金融機関口座へ振り込む方法によりお返しします（還付までに2、3週間程度かかります）。

※落札後に契約を辞退した場合等、入札保証金は松本市に帰属され、返還されません。

7 入札日及び落札者の決定方法

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

（ア）神林住宅用地1

令和8年1月28日（水） 午前9時30分～午前10時00分まで受付

（イ）神林住宅用地2

令和8年1月28日（水） 午後1時～午後1時30分まで受付

（ウ）南松本2丁目市有地

令和8年1月28日（水） 午後3時00分～午後3時30分まで受付

（エ）小池平田線事業残地

令和8年1月29日（木） 午前9時30分～午前10時00分まで受付

（オ）寿台警察官派出所跡地

令和8年1月29日（木） 午後1時～午後1時30分まで受付

（カ）白板教員住宅跡地

令和8年1月29日（木） 午後3時00分～午後3時30分まで受付

※受付締切り後、直ちに入札会場にて入札及び開札を行います。

イ 場所

松本市役所 契約管財課 契約室(本庁舎別棟2階)

ウ 注意事項

(ア) 入札開始時間の直前は、受付窓口及び入札保証金納付窓口が混み合うことが予想されますので、なるべく早めにおいでのおえ受付を終了されますようお願ひいたします。

(イ) 入札開始時間に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

(ウ) 郵送又は電信による入札はできませんので、本人又は代理人が出席してください。

(2) 落札者の決定方法

開札の結果、市が決定した予定価格以上で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

8 入札日の持参品等

(1) 入札書

(2) 委任状

ア 入札参加申込書の申込人(共有とされる場合は共有者全員)が入札に参加される場合は不要です。

イ 法人の場合で代表権の無い方や、個人、共有でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任者の実印を押印した委任状（印鑑証明書は不要）を持参してください。

ウ 委任状は、別添のものを使用してください。

(3) 印鑑

ア 入札参加申込書に押印した、申込者本人の印鑑をお持ちください。

イ 代理人が入札する場合は、申込者本人の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑をお持ちください。

ウ ゴム印等の変形しやすいものは、使用できません。

(4) 入札保証金（現金又は小切手により納付される方）

(5) 入札保証金領収書の写し（市が発行する納付書により入札保証金を納付された方）

(6) 還付請求書（市が発行する納付書により入札保証金を納付された方）

(7) 筆記具（黒のボールペン又は万年筆）

9 契約の締結等

(1) 落札者には、入札が終了した後に契約に必要な書類をお渡しします。

(2) 落札者は、落札決定の日の翌日から20日以内に売買契約の締結をしていただく必要があります。

(3) 期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになりますのでご注意ください。

(4) 売買契約の締結は、入札参加申込書に記載された名義で行います。

(5) 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の契約保証金をお支払

いいいただきます。なお、この契約保証金は売買代金に充当します。

- (6) 売買代金の分割納付はできません。

10 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金と契約保証金との差額を、市が発行する納入通知書により、契約締結の日を含めて20日以内に納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合には、市に帰属することになりますのでご注意ください。

11 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に市が行います。
- (3) 入札参加申込書に記載された名義で所有権の移転登記を行います。
- (4) 売買契約書(市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税(p7参照)等、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

【参考】

1 関係法令

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）より抜粋

（契約の履行の確保）

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）より抜粋
（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

2 印紙税額

契約金額(売買代金)	印紙税額
100万円を超える 500万円以下	1千円
500万円を超える 1千万円以下	5千円
1千万円を超える 5千万円以下	1万円
5千万円を超える 1億円以下	3万円
1億円を超える 5億円以下	6万円

3 登録免許税額

課税標準の価額 × 1,000分の15

※ 課税標準の価額は、固定資産税台帳価格(入札物件の近傍宅地等の固定資産税台帳価格に比準して算定)です。

松本市普通財産一般競争入札心得書

第1条 本市が執行する一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、松本市普通財産一般競争入札公告、市有地一般競争入札案内書、本入札心得書を熟読し、現場等を熟観のうえ入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出しなければなりません。

第4条 入札は、別に定める所定の入札書により入札時に提出しなければなりません。

第5条 入札参加者は、松本市普通財産一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に定める入札保証金を納めなければなりません。

第6条 入札書には、入札者の住所・氏名(法人の場合は、所在地・名称・代表者名)を記入のうえ、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に円を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、変更、又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格が無い者のした入札
- (2) 入札参加申込書を提出してない者のした入札
- (3) 第5条に定める入札保証金を納付しない者又は入札保証金が指定の金額に達しない者のした入札
- (4) 一人の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 公告、案内書又は本心得書の条項に違反する者のした入札
- (6) 入札書の金額その他記載事項が明らかでない入札
- (7) 不正行為があったと認められる入札
- (8) 2人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札書の金額を訂正した入札(入札書の金額訂正是訂正印を押印しても認められません。)
- (10) 郵送又は電信による入札

第9条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、当該入札時間までに入札辞退届を提出してください。

第10条 入札参加者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することができます。

第11条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者の立会いにより行います。

第12条 入札は3回まで実施しますが、2回目以降の入札は直前の入札価格が市の予定価格に満たない場合にのみ行います。3回の入札をとっても落札者がいないときは、当該公告による入札を中止します。この場合、異議を申し立てることはできません。

第13条 入札者のうち、市の予定価格以上で入札した者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- 3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係の無い本市職員にくじを引かせます。この場合、異議を申し立てることはできません。

第14条 入札保証金は、落札者を除き、「還付請求書」に基づき、指定された金融機関口座へ振り込む方法等により還付します。ただし、落札者の入札保証金は、第15条に定める契約保証金に充当します。

第15条 落札者は、契約締結の際、第14条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、現金又は銀行振出小切手もしくは市が発行する納付書により納めなければなりません。

第16条 落札者が納めた前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第17条 落札者が落札決定の日の翌日から20日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。

第18条 本心得書に定めのない事項は、案内書、松本市規則、要綱の定めるところによって処理します。

入札保証金・契約保証金の小切手による納付について

入札保証金又は契約保証金を銀行振出小切手(預金小切手又は預手といふ。)で提出する場合は、下記の点にご留意ください。

なお、自己振出小切手は入札保証金又は契約保証金として提出できません。

1 銀行振出小切手の留意点

入札保証金又は契約保証金として提出できる銀行振出小切手は、次の条件をすべて満たすものを提出してください。

- (1) 松本手形交換所加盟の金融機関が振り出した自己宛てのもの
- (2) 振出日から起算して5日以内のもの
- (3) 持参人払式のもの

なお、具体的な銀行振出小切手の例を下記に示しましたので参考にしてください。

2 落札者の銀行振出小切手に係る取立手数料について

落札された方が入札保証金又は契約保証金として提出していただいた銀行振出小切手について、取立手数料が別途必要となる場合には、これをご負担いただくこととなりますのでご承知おきください。

3 銀行振出小切手の例

No. ○○○○○○○	松本○○○○○ ○○○-○○○
小 切 手	
支払地 松本市 株式会社 ○○銀行○○支店	銀 行 渡 り
金額 ¥○○, ○○○, ○○○※	
上記の金額をこの小切手と引換えに持参人へお支払いください。	
拒絶証書不要	振出人 株式会社 ○○銀行○○支店
振出日 令和○年○月○日	支店長 ○○○○
振出地 松本市	

よくあるご質問

質問項目		回答	
1	松本市内の人でなければ参加はできませんか？	いいえ	居住についての制約はありません。また法人の方でも参加できます。
2	共有名義の参加はできますか？	はい	共有名義での申込みができます。 (申込み名義=入札者名義=契約者名義=登記権利者)
3	代理人が入札できますか？	できます	入札時に委任状の提出が必要となります。
4	予定価格とは？		各物件の最低入札価格をいいます。この価格以上の入札金額でなければ落札することはできません。価格の決定方法については、不動産鑑定の価格、売買事例等を考慮し松本市が決定しています。
5	消費税はかかりますか？		土地の売買には、消費税はかかりません。 建物の売買には消費税がかかりますので、建物の消費税を含めた額で入札していただきます。
6	入札参加申込者が1人の場合はどうなりますか？		入札申込者が1人の場合でも、入札を行います。しかし、松本市が決定した予定価格に達しない場合は、落札することができません。
7	所有権移転は自分で行うのですか？	いいえ	松本市が責任をもって所有権移転を行います。ただし、登録免許税はご自身の負担となります。
8	現地説明会に行かなければ、入札参加申込みはできませんか？	いいえ	現地説明会に出席できない方でも、入札参加申込みはできます。
9	入札保証金は？	落札した場合	契約時に契約保証金に充当します。
		落札できなかつた場合	入札保証金はお返しします。
		落札したが契約しない場合	入札保証金は松本市に帰属することになります。

物 件 調 書

- 1 物件調書は、入札者が物件の概要を確認されるうえでの参考資料です。
- 2 入札に参加される場合は、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。
- 3 物件の引渡しは、現状有姿のままとなりますのでご了承ください。

物 件 調 書

物 件 番 号	1
物 件 名 称	神林住宅用地1
予 定 價 格	12,500,000円

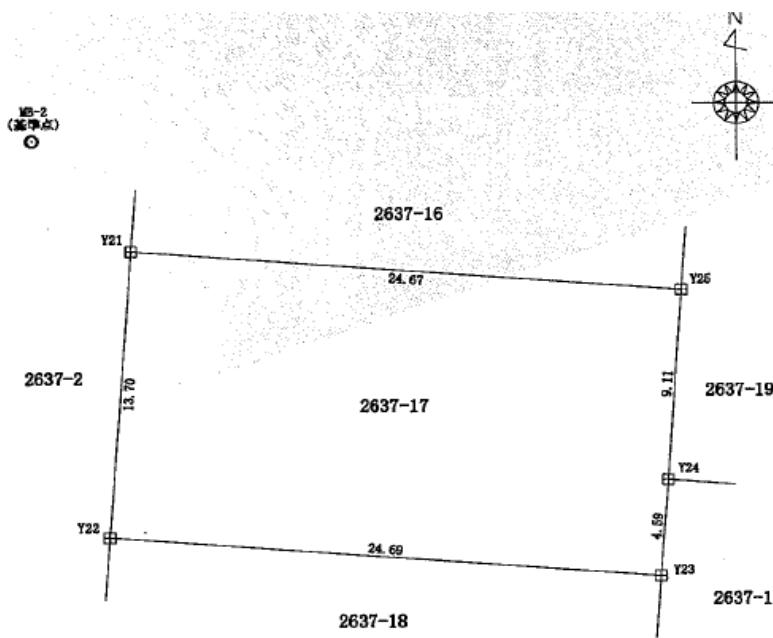
所 在 地	松本市大字神林2637番17								
住 居 表 示	-								
土 地 登 記 簿 記 載 事 項	地 番	実測面積	公簿面積		地目				
	2637-17	338.18m ²	338.18m ²	(約102坪)	宅地				
		所有権に係る権利(甲区)	所 有 者	松本市	所 有 権 以 外 の 権 利 (乙区)	無			
		権利の種類	所有権						
法 基 づ 令 く 制 限	都 市 計 画	都市計画区域			指 定 建 べ い 率	60%			
	用 途 地 域	-			指 定 容 積 率	200%			
	市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	市街化調整区域			高 さ 制 限	10m (景観条例による)			
	都 市 計 画 施 設 (都 市 計 画 道 路、公 園 等)	-							
	特 別 用 途・そ の 他 の 地 域 地 区	-							
	防 火・準 防 火 地 域	-							
	文 化 財 保 審 法 (埋 藏 文 化 財 包 藏 地 等)	-							
	土 砂 灾 害 危 险 箇 所	-							
	土 砂 灾 害 防 止 法	-							
	そ の 他 (建 築 基 準 法)	建築基準法 第22条区域							
接 面 道 路	そ の 他 (景 観 計 画)	景観区分:田園風景景観区域 景観類型地:河西部地区							
	そ の 他 (屋 外 広 告 物 条 例)	広告許可地域(第1種許可地域)、広告禁止区域(2)展望系禁止地域・高速道路沿い)							
現 態 及 び 従 前 の 利 用 状 況	位 置	種 類	類	道 路 幅 品	道 路 後 退	接 道 幅			
	西側	市道6229号線	舗装	約6m	無	約13m			
電 気 ・ 飲 用 水 ・ ガ ス の 供 給 並 び に 排 水 施 設 の 整 備 状 況	現 態	況	更地						
	従 前	況	更地						
	施設整備の負担			事業者(所)					
交 通 機 関	電 气	中部電力(株)	引込可	-		中部電力(株)			
	上 水 道	公営水道	権利なし			松本市上下水道局			
	下 水 道	公共下水道	負担金	精算済		松本市上下水道局			
			公共樹	無					
公 共 施 設 (現 地 か ら の 直 線 距 離)	ガ ス	プロパンガス	-	-		-			
	鉄 道	村井駅	篠ノ井線	南東へ約2km					
	バ ス	上二子口	空港今井線	南西へ約0.4km					
参 考 事 項	役 所	松本市役所神林出張所		北西へ約1.5km					
	小 学 校	菅野小学校		南西へ約0.8km					
	中 学 校	菅野中学校		南西へ約0.8km					
○地下埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っていません。									
○敷地内南東に電柱及び支線あり。土地所有者の変更や移設等については、中部電力パワーグリッド株式会社にお問い合わせください。)									
○建築物を建築する際は、都市計画法第43条の許可が必要です。(法第34条第11号該当)									
○東側隣地から植栽の越境あり									

物 件 番 号	1	神林住宅用地1
---------	---	---------

案内図



明細図



物 件 調 書

物 件 番 号	2
物 件 名 称	神林住宅用地2
予 定 價 格	12,560,000円

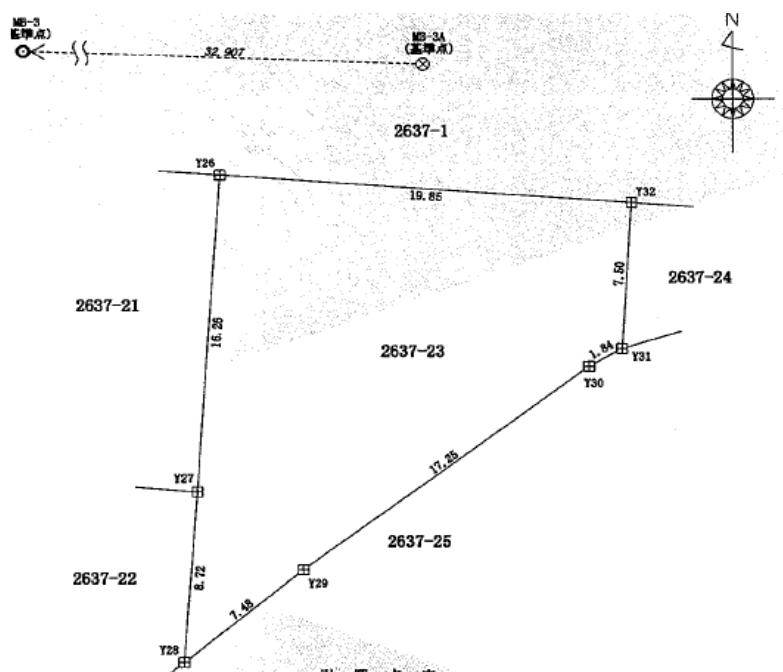
所 在 地	松本市大字神林2637番23							
住 居 表 示	-							
土 地	地 番	実測面積	公簿面積		地目			
	2637-23	317.17m ²	317.17m ²	(約96坪)	宅地			
登 記 簿	登 記 載 事 項	所有権に係る権利(甲区)	所 有 者	松本市	所 有 権 以 外 の 権 利 (乙区)	無		
		権利の種類	所有権					
法 基 づ く 制 限	都 市 計 画	都市計画区域		指 定 建 べ い 率	60%			
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域		指 定 容 積 率	200%			
	市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	市街化区域		高 さ 制 限	-			
	都 市 計 画 施 設 (都 市 計 画 道 路、公 園 等)	-						
	特 別 用 途・そ の 他 の 地 域 地 区	-						
	防 火・準 防 火 地 域	-						
	文 化 財 保 審 法 (埋 藏 文 化 財 包 藏 地 等)	-						
	土 砂 灾 害 危 险 箇 所	-						
	土 砂 灾 害 防 止 法	-						
	そ の 他 (建 築 基 準 法)	建築基準法 第22条区域						
接 面 道 路	そ の 他 (景 観 計 画)	景観区分:田園風景景観区域 景観類型地:河西部地区						
	そ の 他 (屋 外 広 告 物 条 例)	広告禁止地域 ((1)用途市域等による禁止地域・住専地域、(2)展望系禁止地域・高速道路沿い)						
現 態 及 び 従 前 の 利 用 状 況	位 置	種 類	類	道 路 幅 品	道 路 後 退	接 道 幅		
	北側	市道6763号線	舗装	約6m	無	約19m		
電 气 ・ 飲 用 水 ・ ガ 斯 の 供 給 並 び に 排 水 施 設 の 整 備 状 況	現 態	況	更地					
	従 前	況	更地					
交 通 機 関				施設整備の負担	事業者(所)			
	電 气	中部電力(株)	引込可	—	中部電力(株)			
	上 水 道	公営水道	権利なし		松本市上下水道局			
	下 水 道	公共下水道	負担金	精算済				
			公共樹	無	松本市上下水道局			
公 共 施 設 (現 地 か ら の 直 線 距 離)	ガ 斯	プロパンガス	—	—	—			
	鐵 道	村井駅	篠ノ井線	南東へ約2km				
	バ ス	上二子口	空港今井線	南西へ約0.4km				
	役 所	松本市役所神林出張所		北西へ約1.5km				
	小 学 校	菅野小学校		南西へ約0.8km				
	中 学 校	菅野中学校		南西へ約0.8km				
○地下埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っていません。								
○西側隣地から植栽の越境あり								

物 件 番 号	2	神林住宅用地2
---------	---	---------

案内図



明細図



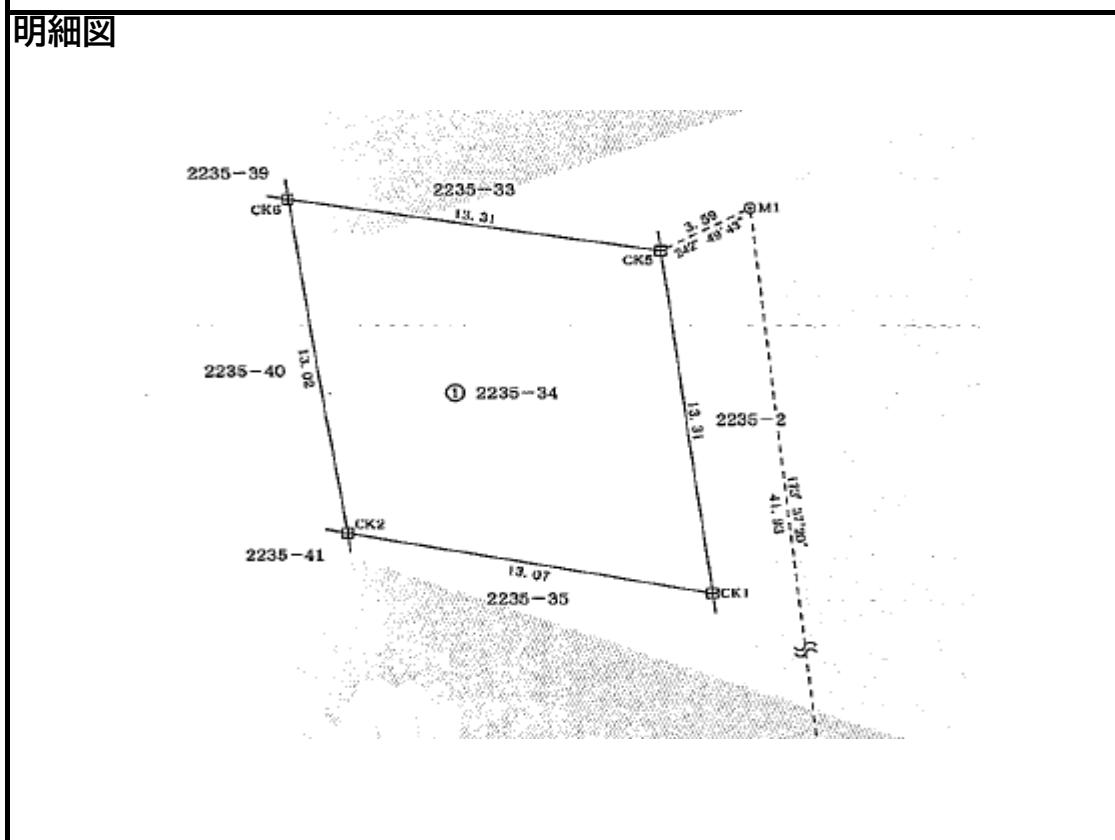
物 件 調 書

物 件 番 号	3
物 件 名 称	南松本2丁目市有地
予 定 價 格	8,100,000円

所 在 地	松本市南松本2丁目2235番34							
住 居 表 示	-							
土 地 登 記 簿 記 載 事 項	地 番	実測面積	公簿面積		地 目			
	2235-34	165.32m ²	165.32m ²	(約50坪)	宅地			
法 基 づ く 制 に 限	所有権に係る権利(甲区)	所 有 者	松本市	所 有 権 以 外 の 権 利 (乙区)	無			
	権利の種類	所有権						
接 面 道 路	都 市 計 画	都 市 計 画 区 域			指 定 建 べ い 率	60%		
	用 途 地 域	第 二 種 住 居 地 域			指 定 容 積 率	200%		
	市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	市 街 化 区 域			高 さ 制 限	-		
	都 市 計 画 施 設 (都 市 計 画 道 路、公 園 等)	-						
	特 別 用 途・そ の 他 の 地 域 地 区	-						
	防 火・準 防 火 地 域	-						
	文 化 財 保 護 法 (埋 藏 文 化 財 包 藏 地 等)	出川西遺跡該当						
	土 砂 灾 害 危 险 箇 所	-						
	土 砂 灾 害 防 止 法	-						
	そ の 他 (建 築 基 準 法)	建 築 基 準 法 第 22 条 区 域						
	そ の 他 (都 市 機能 誘 導 区 域)	南松本駅周辺						
	そ の 他 (居 住 誘 導 区 域)	南松本駅周辺エリア						
	そ の 他 (景 觀 計 画)	景 觀 区 分: 市 街 地 景 觀 区 域 景 觀 類 型 地 : 南 部 地 区						
	そ の 他 (屋 外 広 告 物 条 例)	第 2 種 許 可 地 域						
	そ の 他 (洪 水 ハ ザ ー ド マ ッ プ)	田 川 洪 水 浸 水 想 定 区 域 (0.5m~3m 未 満)						
現 態 及 び 従 前 の 利 用 状 況	位 置	種 類	類	道 路 幅 員	道 路 後 退	接 道 幅		
	東 側	市 道 5101 号 線	舗 装	約 4.5 m	無	約 13 m		
電 気 ・ 飲 用 水 ・ ガ ス の 供 給 並 び に 排 水 施 設 の 整 備 状 況	現 態	況	更 地					
	従 前	況	更 地					
交 通 機 関				施 設 整 備 の 負 担	事 業 者 (所)			
	電 气	中 部 電 力 (株)	引 込 可	-	中 部 電 力 (株)			
	上 水 道	公 営 水 道	権 利 な し		松 本 市 上 下 水 道 局			
	下 水 道	公共 下 水 道	負 担 金	精 算 済	松 本 市 上 下 水 道 局			
			公 共 槵	有				
	ガ ス	都 市 ガ ス 区 域	引 込 不 可	周 边 に 本 管 な し 引 込 の た め に は、本 管 延 伸 工 事 必 要	松 本 ガ ス 株 式 会 社			
公 共 施 設 (現 地 か ら 直 線 距 離)	鐵 道	篠 ノ 井 線	南 松 本 駅	南 東 へ 約 0.4 k m				
	バ ス	南 部 循 環 線 ほ か	南 松 本 保 育 園	南 東 へ 約 0.1 k m				
	役 所	松 本 市 役 所		北 東 へ 約 3 k m				
参 考 事 項	小 学 校	開 明 小 学 校		南 西 へ 約 1 k m				
	中 学 校	鎌 田 中 学 校		北 西 へ 約 1.4 k m				
○ 地 下 埋 設 物 調 査、地 盤 調 査 及 び 土 壤 調 査 是 行 て い ま せ ん。								
○ 水 は け が 悪 く、敷 地 内 に 排 水 用 の パイ プ を 埋 設 し、水 が 溜 ま ら い よう に 対 策 し て い ま す。 パイ プ は 敷 地 南 側 中 央 の 雨 水 槵 か ら、敷 地 北 東 側 の 槵 に 接 続 さ れ て い ま す。 撤 去 等 を 檄 討 す る 場 合 は、周 囲 の 排 水 に 影 韻 が な い よう に 自 己 の 責 任 お い て 対 応 し て く だ さ い。								
○ 周 边 地 は、昭 和 50 年 代 頃 ま で 県 営 住 宅 団 地 で あ っ た 経 過 が あ り、そ の 際、団 地 内 に 溪 水 排 水 路 と して 暗 渠 (地 下 に 埋 設 さ れ た 排 水 路) が 設 置 さ れ て い ま し た。本 物 件 に つ い て も 同 様 の 埋 設 物 が 存 在 し て い た 可 能 性 が あ り ま す が、地 下 埋 設 物 調 査 は 行 て い な い た め、埋 設 物 の 有 無 は 不 明 で す。 埋 設 物 に 關 し て は、以 上 の 内 容 を 承 知 い た い た う え、契 約 締 結 後 に 埋 設 物 が 発 見 さ れ た 場 合 で も そ の 対 策 に 係 る 費 用 は 買 主 が 負 担 す る 契 約 内 容 と な り ま す の で、ご 承 知 お き く だ さ い。								

- 接道部分にフェンスあり
- 敷地北側の塀は隣接地権者との共有物です。
- 南側隣接の塀の一部及び物置一部、植栽が越境しています。
- 敷地内南東側に電柱及び支線あり。土地所有者の変更や移設等については、中部電力パワーグリッド株式会社にお問い合わせください。

物 件 番 号	3	南松本2丁目市有地
案内図		



物 件 調 書

物 件 番 号	4
物 件 名 称	小池平田線事業残地
参 考 価 格	16,800,000円

所 在 地	松本市出川町548番1、548番6					
住 居 表 示	-					
土 地	地 番	実測面積	公簿面積		地 目	
	548-1	230.75m ²	230m ²	(約70坪)	雑種地	
	548-6	41.40m ²	41m ²	(約12坪)	公衆用道路	
	計	272.15m ²	271m ²	(約82坪)		
登 記 簿 記 載 事 項	所有権に係る 権利(甲区)	所 有 者 権利の種類	松本市 所有権	所 有 権 以 外 の 権 利 (乙区)		無
法 基 づ く 制 限 に 接 し て	都 市 計 画	都市計画区域			指 定 建 べ い 率	60%
	用 途 地 域	第二種住居地域			指 定 容 積 率	200%
	市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	市街化区域			高 さ 制 限	-
	都 市 計 画 施 設 (都 市 計 画 道 路、公 園 等)	-				
	特 別 用 途 ・ そ の 他 の 地 域 地 区	-				
	防 火 ・ 準 防 火 地 域	-				
	文 化 財 保 護 法 (埋 藏 文 化 財 包 藏 地 等)	出川南遺跡該当				
	土 砂 灾 害 危 险 鐘 所	-				
	土 砂 灾 害 防 止 法	-				
	そ の 他 (建 築 基 準 法)	建築基準法 第22条区域				
	そ の 他 (都 市 機能 誘 導 区 域)	南松本駅周辺				
	そ の 他 (居 住 誘 導 区 域)	南松本駅周辺エリア				
そ の 他 (景 觀 計 画)	景観区分:市街地景観区域 景観類型地:南部地区					
そ の 他 (屋 外 広 告 物 条 例)	第2種許可地域					
そ の 他 (洪 水 ハ ザ ー ド マ ッ プ)	田川洪水浸水想定区域(0.5m~3m未満)					
接 面 道 路	位 置	種 類 等	道 路 幅 員	道 路 後 退	接 道 幅 (間 口)	道 路 に 対 す る 敷 地 の 高 低
	西側	市道5236号線 蘆装	約16m	無	約17m	無
現 態 及 び 従 前 の 利 用 状 況	現 態	更地				
	従 前	更地				
電 气 ・ 飲 用 水 ・ ガ ス の 供 給 並 び に 排 水 施 設 の 整 備 状 況				施設整備の負担		事業者(所)
	電 气	中部電力(株)	引込可	-		中部電力(株)
	上 水 道	公営水道	権利なし			松本市上下水道局
	下 水 道	公共下水道	負担金			
	ガ ス	都市ガス区域	公共樹	無		
交 通 機 関	鐵 道	篠ノ井線	南松本駅	北西へ約0.2km		
	バ ス	寿台線ほか	南出川	東へ約60m		
公 共 施 設 (現 地 か ら の 直 線 距 離)	役 所	松本市役所		北へ約3.3km		
	小 学 校	並柳小学校		東へ約0.9km		
	中 学 校	開成中学校		東へ約1.7km		
参 考 事 項	○地下埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っていません。					

物件番号 4 小池平田線事業残地

案内図

案内図

明細図

明細図

物 件 調 書

物 件 番 号	5
物 件 名 称	寿台警察官派出所跡地
参 考 価 格	16,170,000円

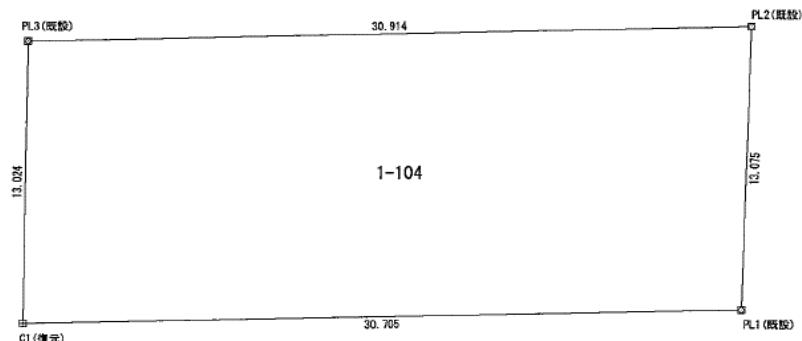
所 在 地	松本市寿台3丁目1番104						
住 居 表 示	-						
土 地	地 番	実測面積	公簿面積		地 目		
	1 - 1 0 4	401.59m ²	401.33m ²	(約121坪)	宅地		
登 記 簿 記 載 事 項	所有権に係る 権利(甲区)	所 有 者	松本市	所 有 権 以 外 の 権 利 (乙 区)	無		
	権利の種類	所有権					
法 基 づ 令 く 制 に 限	都 市 計 画	都市計画区域			指 定 建 べ い 率	60%	
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域			指 定 容 積 率	200%	
	市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	市街化区域			高 さ 制 限	-	
	都 市 計 画 施 設 (都 市 計 画 道 路、公 園 等)	-					
	特 別 用 途 ・ そ の 他 の 地 域 地 区	-					
	防 火 ・ 準 防 火 地 域	-					
	文 化 財 保 審 法 (埋 藏 文 化 財 包 藏 地 等)	-					
	土 砂 灾 害 危 险 箇 所	-					
	土 砂 灾 害 防 止 法	-					
	そ の 他 (建 築 基 準 法)	建築基準法第22条区域					
	そ の 他 (居 住 誘 導 区 域)	寿台・松原周辺エリア					
	そ の 他 (景 觀 計 画)	景観区分:市街地景観区域 景観類型地:南部地区					
そ の 他 (屋 外 広 告 物 条 例)	広告禁止区域((1)用途地域等による禁止地域・住専地域)						
そ の 他 (洪 水 ハ ザ ー ド マ ッ プ)	牛伏川洪水浸水想定区域(0.5m~3m未満)						
接 面 道 路	位 置	種 類	類 等	道 路 幅 員	道 路 後 退	接 道 幅	道 路 に 対 す る 敷 地 の 高 低
	東側	市道4626号線	舗装	約5m	無	約30m	無
	南側	市道4038号線	舗装	約14m	無	約13m	最大40cm程度高い
現 態 及 び 従 前 の 利 用 状 況	現 態	更地					
	従 前	住宅敷地					
電 气 ・ 飲 用 水 ・ ガ 气 の 供 給 並 び に 排 水 施 設 の 整 備 状 況				施設整備の負担		事業者(所)	
	電 气	中部電力(株)	引込可	-		中部電力(株)	
	上 水 道	公営水道	権利φ13mm 引込管φ13mm	閉栓中		松本市上下水道局	
	下 水 道	公共下水道	負担金	精算済		松本市上下水道局	
	ガ ス	都市ガス区域	公共樹	有		松本ガス株式会社	
交 通 機 関	鐵 道	篠ノ井線	村井駅	西へ約2km			
	バ ス	寿台線	寿台	南へ6m			
公 共 施 設 (現 地 か ら 直 線 距 離)	役 所	松本市役所	寿台出張所	北東へ約0.5km			
	小 学 校	明善小学校		南東へ約0.9km			
	中 学 校	明善中学校		南東へ約0.9km			
参 考 事 項	○地下埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っていません。						
	○約20m上空に特別高圧架空電線路が通過しています。建築等を行う際は、中部電力パワーグリッド株式会社にお問い合わせください。						
	○水道はφ13mm×2栓の権利があります。土地購入後、1栓不要になる場合は、本管からの撤去をお願いします。						
	○下水道は台帳上では公共樹が浅いため、建築計画によっては宅内排水が規定の勾配、土被りを確保できない可能性があります。現地確認のうえ計画をしてください。 場合によっては道路掘削を伴う工事になるため、詳細は上下水道局へお問い合わせください。						

物 件 番 号	5	寿台警察官派出所跡地
---------	---	------------

案内図



明細図



物 件 調 書

物 件 番 号	6
物 件 名 称	白板教員住宅跡地
予 定 價 格	4,220,000円

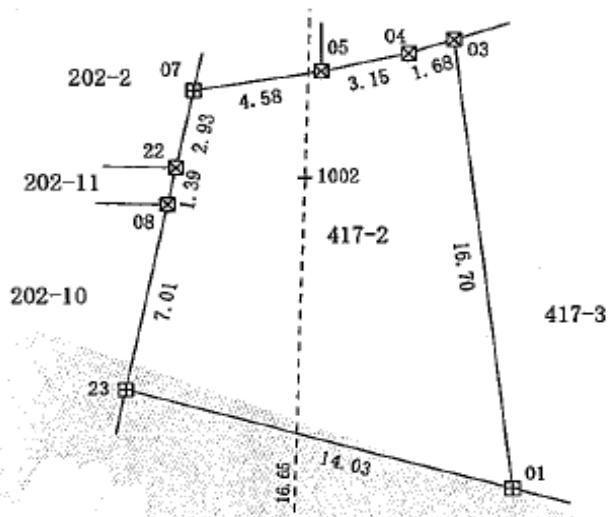
所 在 地	松本市白板1丁目417番2							
住 居 表 示	-							
登 記 簿 記 載 事 項	地 番	実測面積	公簿面積		地 目			
	4 1 7 - 2	156.27m ²	156.27m ²	(約47坪)	宅地			
	所有権に係る 権利(甲区)	所 有 者	松本市	所 有 権 以 外 の 権 利 (乙区)	-			
	権利の種類	所有権						
法 基 づ く 制 に 限	都 市 計 画	都 市 計 画 区 域		指 定 建 べ い 率	60%			
	用 途 地 域	準 工 業 地 域		指 定 容 積 率	200%			
	市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	市 街 化 区 域		高 さ 制 限	無			
	都 市 計 画 施 設 (都 市 計 画 道 路、公 園 等)	-						
	特 別 用 途・そ の 他 の 地 域 地 区	-						
	防 火・準 防 火 地 域	-						
	文 化 財 保 護 法 (埋 藏 文 化 財 包 藏 地 等)	-						
	土 砂 灾 害 危 险 箇 所	-						
	土 砂 灾 害 防 止 法	-						
	そ の 他 (建 築 基 準 法)	建 築 基 準 法 第 22 条 区 域						
	そ の 他 (都 市 機 能 誘 導 区 域)	中 心 市 街 地						
	そ の 他 (居 住 誘 導 区 域)	中 心 市 街 地・信 州 大 学 周 辺 エ リ ア						
	そ の 他 (景 觀 計 画)	景 觀 区 分: 中 心 都 市 景 觀 区 景 觀 類 型 地: 北 松 本 地 区						
そ の 他 (屋 外 広 告 物 条 例)	第 2 種 許 可 地 域							
そ の 他 (洪 水 ハ ザ ド マ ッ プ)	女 烏 羽 川 洪 水 浸 水 想 定 区 域 (0.5m~3m 未 満)							
接 面 道 路	位 置	種 類	等	道 路 幅 員	道 路 後 退	接 道 幅	道 路 に 対 す る (間 口)	敷 地 の 高 低
	西 側	建 築 基 準 法 第 42 条 第 1 項 第 5 号 に よ る 道 路 (私 道) 未 舗 装		約 2.7 m	有	約 2.7 m		無
現 態 及 び 従 前 の 利 用 状 況	現 態	更 地						
	従 前	住 宅 敷 地						
電 气・飲 用 水・ガ ス の 供 給 並 び に 排 水 施 設 の 整 備 状 況				施 設 整 備 の 负 担		事 業 者 (所)		
	電 气	中 部 電 力 (株)	引 込 可	—		中 部 電 力 (株)		
	上 水 道	公 営 水 道	権 利 $\phi 13\text{mm}$ 引 込 管 $\phi 13\text{mm}$	閉 桁 中		松 本 市 上 下 水 道 局		
	下 水 道	公共 下 水 道	負 担 金	精 算 済		松 本 市 上 下 水 道 局		
	ガ ス	都 市 ガ ス 区 域	引 込 不 可	周 边 に 本 管 な し 引 込み の た め に は、本 管 延 伸 工 事 必 要				
交 通 機 関	铁 道	中 央 本 線 ほ か	松 本 駅	南 東 へ 約 0.5 k m				
	バ ス	タ ウ ン ス ニ 一 カ ー ほ か	松 本 駅	南 東 へ 约 0.5 k m				
	役 所	松 本 市 役 所		北 東 へ 约 1 k m				
公 共 施 設 (現 地 か ら 直 線 距 離)	小 学 校	田 川 小 学 校		西 へ 约 0.4 k m				
	中 学 校	丸 の 内 中 学 校		北 へ 约 1 k m				
	参 考 事 項	○ 地 下 埋 設 物 調 査、地 盤 調 査 及 び 土 壤 調 査 は 行 て い ま せ ん。 ○ 敷 地 北 側 に 下 水 道 管 (隣 接 地 と 共 有 の 私 設 管) の 埋 設 あ り。利 用 に 当 た っ て は、上 下 水 道 局 に お 問 合 せ く だ さ い。 ○ 敷 地 内 に 宅 内 排 水 槗 あ り。 ○ 敷 地 内 西 側 に 電 柱 及 び 支 線 あ り。土 地 所 有 者 の 変 更 や 移 設 等 に つ い て は、中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 に お 問 合 せ く だ さ い。 ○ 一 部 道 路 後 退 が 必 要 と な る 場 合 が あ り ま す。土 地 を 購 入 後、建 築 等 を 検 討 さ れ て い る 方 は、必 ず 松 本 市 建 築 指 導 課 に ご 確 認 く だ さ い。 ○ 接 道 す る 私 道 に つ い て、登 記 上 の 地 役 権 設 定 は あ り ま せ ん。						

物 件 番 号	6	白板教員住宅跡地
---------	---	----------

案内図



明細図



物 件 写 真

※写真は撮影した時期により、現況と異なる場合がありますので、現地をよくご確認ください。
神林住宅用地1



神林住宅用地2



南松本2丁目市有地



小池平田線事業残地



寿台警察官派出所跡地



白板教員住宅跡地



様式第1号（第6条関係）

一般競争入札参加申込書

年　月　日

(宛先) 松本市長

1 申込者

(個人)

〒_____

電話番号_____

フリガナ

住所_____

フリガナ

氏名_____

実印

(法人)

〒_____

電話番号_____

フリガナ

住所_____

フリガナ

名称_____

フリガナ

代表者_____

実印

市有財産売却の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

本申込書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

2 入札希望物件

所在及び地番	区分	地目又は種類	面積(m ²)
	土地・建物		m ²

3 使用目的及び希望理由

4 入札保証金の納付方法

現金又は小切手の持参（当日納付）

納付書による納付（事前納付）

5 添付書類

(1) 個人の場合 誓約書、身分証明書、住民票、印鑑登録証明書、その他市長が必要と認める書類 各1通（いずれも発行後3か月以内のもの）

(2) 法人の場合 誓約書、法人の登記事項証明書、印鑑証明書、滞納がない証明書各1通（いずれも発行後3カ月以内のもの）

注意 1 個人、法人それぞれ該当する欄に記入してください。

2 共有の場合は（個人）の欄を使用し、持分も記入してください。また、この用紙をコピーして共有者全員が記入してください。

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者)

実印

市有財産売却の一般競争入札参加申込みに当たって、以下の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して松本市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げられた者に該当しません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 当方の提出した書類から確認できる個人情報を松本市が警察署等に提供することに同意します。
- 6 入札参加資格確認のため、市が所有する私の税情報を閲覧することに同意します。
- 7 松本市から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む。）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を松本市が警察署等に提供することに同意します。
- 8 市有地の一般競争入札案内書の内容を十分に理解したうえで、入札参加を申し込み、案内書に記載のある内容の不明を理由として異議の申立てはしません。

※ 共同で申請（申込み）する場合は、申請（申込み）人ごとに提出してください。

様式第3号（第6条関係）

委任状

年月日

（宛先）松本市長

私は、次の入札に関する一切の権利を_____に委任します。

1 件名 一般競争入札による市有財産の購入について

2 入札希望物件

所在及び地番	区分	地目又は種類	面積(m ²)
松本市	土地・建物		m ²

3 委任者

〒_____ 電話番号_____
フリガナ
住所
(所在地)_____

フリガナ
氏名
(名称及び代表者)_____ 実印_____

4 受任者

〒_____ 電話番号_____
フリガナ
住所_____

フリガナ
氏名_____ 印_____

入札書(第回)

令和 年 月 日

(あて先) 松本市長 臥雲 義尚

入札者 住所 _____
(委任者)

氏名 _____ 実印 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

物件番号	物 件 の 名 称		
物 件 の 所 在 地	区 分	面 積	
	土地・建物	m ²	

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

松本公告、入札案内書、入札心得書を承諾し、現場等を熟覧のうえ、上記のとおり入札します。

- 注意
- 黒のボールペン又は万年筆で記入すること。
 - 代理人が入札する場合は、入札者住所・氏名欄に委任者の住所・氏名を記入し、代理人の住所・氏名欄に記入押印すること。このとき、委任者の印は不要。なお、委任状に押印した自身の印鑑を使用すること。
 - 金額の頭に「¥」を記入すること。

市有財産売買契約書

売主 松本市長 夢雲 義尚（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（当該土地に存する工作物等を含む。以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡すものとする。

所 在 地 等	区 分	地 目	地 積	摘 要
松本市	土 地		m ²	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約の締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた次の金額を、甲の発行する納入通知書により次に定める納入期限までに甲に支払わなければならない。

金 円

納入期限：令和 年 月 日（ ）

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

2 乙は、本契約締結の際、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出し、甲は、これに基づいて、所有権移転登記の嘱託をする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件は、前条第1項に定める所有権が移転したときに、乙に対し引渡しがあったものとする。

(禁止用途等)

第8条 乙は、売買物件を次に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条13項に規定する接客業務受託営業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）が使用する用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）
第5条第1項に規定する観察に付する処分を受けた団体並びに公序良俗又は公共の福祉に反すると思われる団体その他一般市民の権利を侵害する可能性がある団体（本号にいう「団体」には、それら団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる者一切を含む。）が使用する用途
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物及びこれに類似する物の貯蔵の用途
- (5) 前4号に掲げるもののほか、公序良俗又は公共の福祉に反する用途

2 乙は、売買物件を第三者に売買、贈与その他所有権を譲渡するときは、前項各号に掲げる指定用途を当該第三者に遵守させなければならない。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しのときまでにおいて、当該物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、売買物件の引渡し日から2年間に限り、民法（明治29年法律第89号）第541条、第542条及び第562条に規定する契約不適合責任を負う。

(容認事項)

第11条 乙は、次の各号に掲げる事項を確認し、承認のうえ本物件を購入するものとする。

- (1) 本物件の周辺環境並びに近隣関係は変化する場合があること。
- (2) 本物件の土壤汚染の状況は、調査を行っておらず、土壤汚染の有無は不明であること。なお、引渡し後に土壤汚染が判明した場合、乙は、その除去等に要する費用を全額負担すること。
- (3) 本物件の地下埋設物の状況は、調査を行っておらず、地下埋設物の有無は不明であること。なお、引渡し後に地下埋設物の存在が判明した場合、乙は、その対策に要する費用を全額負担すること。
- (4) 乙は、本物件の所属する地域の町内会等の取決めに従うこと。

(違約金)

第12条 乙は、第8条に定める義務に違反したときは、金
金として、甲に対し支払わなければならない。

円を違約

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

(暴力団員又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合における措置義務)

第14条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所管の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

(返還金等)

第15条 甲は、第13条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費、違約金その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第16条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判の管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する長野地方裁判所松本支部とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲（売主） 松本市丸の内3番7号

松本市長 臥雲義尚

乙（買主） 住 所

氏 名

印